

令和9年度校区外通学の申請について

福津市教育委員会

福津市教育委員会では、福間南小学校及び福間中学校において児童生徒数が増加し過大規模校となっていることから、過大規模校ではない学校への校区外通学をできることとしています。校区外通学を希望する場合は、下記のとおり申請を行ってください。

1. 対象者及び校区外通学できる学校

対象となる児童・生徒は、下表の「校区の学校」に通学する児童・生徒です。校区外通学が可能な学校は、下表の「校区外通学先」の学校です。**※福間小学校の取扱いが昨年より変更となりました。**

校区の学校		校区外通学先
・福間南小学校	⇒	・福間小学校 (TEL: 42-0073)
		・神興小学校 (TEL: 42-0685)
		・上西郷小学校 (TEL: 42-0258)
		・神興東小学校 (TEL: 43-0775)
・福間中学校	⇒	・福間東中学校 (TEL: 43-0770)

2. 受入可能人数

各学校の受入人数については、別紙「令和9年度児童・生徒数と、校区外通学の受入可能人数について」を参照ください。なお、申請者が多く、申請者数が各学校各学年の受入可能人数を超えた場合は、公開抽選会を実施し、就学者を決定します。抽選で選外となった児童・生徒については補欠順位を付け、辞退者が出た場合に上位者より順次繰り上げを行います。

3. 申請手続き

(1) 提出書類及び受付期間

提出書類	受付期間
校区外通学許可申請書(様式第1号)	令和8年8月3日(月)～令和8年8月31日(月)

(2) 提出先

福津市学校教育課 持参または郵送(当日消印有効)

4. 申請結果の通知

申請の結果は、**令和8年9月30日(水)**までに、郵送にて通知します。

※抽選を行う必要がある場合、公開抽選会の案内文書を、9月4日(金)までに郵送します。公開抽選会は、令和8年9月12日(土)に実施します。

5. 学校見学について

校区外通学を検討、申請される場合は、**事前に学校の見学**をお願いします。

※学校の都合により、見学可能日が異なります。あらかじめ、各学校にお問い合わせください。

※終業式(7月17日)以降は夏休みのため、学校施設の見学は可能ですが、児童・生徒の様子を見学することはできません。

6. 留意事項

- (1) 入学・転入学後は、原則として、卒業まで学校の変更はできません。
- (2) 特別支援学級に就学する児童は、申請対象となりません。
- (3) 児童・生徒の通学に必要な経費等は、保護者の負担となります。
- (4) 登下校時の安全確保については、保護者に責任を負っていただくこととなります。なお、小学校では自転車通学はできません。
- (5) 福間東中学校への校区外通学では、自転車通学ができます。
(光陽台1区・2区・3区・南区に居住する校区選択制度利用者を除く)
- (6) 各学校での地域活動等への積極的な参加をお願いします。
- (7) 現在、本制度により校区外通学をしている小学生児童であっても、中学校での校区外通学を希望する場合は、申請が必要です。

7. 問合せ

〒811-3293 福津市中央1丁目1-1 福津市役所別館 2 階
福津市教育委員会 学校教育課 学務係 (TEL:[0940-62-5090](tel:0940-62-5090))